

平成27年度保連協対市懇談会議事録

会議	平成27年度 保連協懇談会	
日時	2015年11月21日（土）10:00 12:00	
場所	保谷庁舎防災センター6階講座室	
参加者	保育課	子育て支援部 部長 保育課 課長、主幹、係長
	園長先生	はこべら保育園 園長、向台保育園 園長、西原保育園 園長、 こまどり保育園 園長、なかまち保育園 園長、 ひがし保育園 園長、やぎさわ保育園 園長、けやき保育園 園長、 ひばりヶ丘保育園 園長、芝久保保育園 園長
	保連協	事務局 会長、副会長、事務局 4名 他 保連協加盟保育園保護者 33名

1. 保連協より開始の挨拶

開会にあたり、日頃保連協活動に協力いただいている皆さまに感謝申し上げたい。年1回の貴重な懇談の機会であるこの会を有意義に行いたい所存である。（保連協 会長）

2. 子育て支援部より挨拶

今年度は新制度施行の初年度であるとともに、苦渋の判断で来年度からの保育料の値上げに至ることとなった。現在、保育園保護者に対し経緯等をお知らせするための資料を作成しているところである。また、子ども子育て審議会では加藤審議員に保育園保護者代表としての立場で様々な意見を頂戴し、この場を借りてお礼申し上げる。（子育て支援部 部長）

3. 「市内保育園及び近隣環境に対する意見への回答」内容に基づく意見交換



平成27年10月20日付けで保連協より西東京市長に対し「市内保育園及び近隣環境に対する意見」を提出し、意見に対する回答を受領した。回答内容に基づき意見交換を行った内容を以下に記述する。

3-1. 保育料改定について

来年度からの保育料値上げに伴い、西東京市の財政状況がどのように変わるのかをご説明いただきたい。（保連協 会長）

→まず、保育料改定の経緯を今一度ご説明する。西東京市の厳しい財政状況を踏まえて、保育事業の継続性、また認可保育園だけでなく認可外保育園や在宅での保育を行う家庭との公平性にも考慮し、やむを得ず保育料の見直しに至ることとなった。今後は、定期的に市の財政状況を鑑みて、子ども子育て審議会のご意見を伺いながら見直しを図る予定である。（保育課 課長）

→今回の改定は急であったこと、また値上げ幅が大きかったことから保育園保護者の中では戸惑いの声が多かった。今後の見直しは是非慎重に行っていただくようお願いしたい。（保連協 会長）



3-2. 0歳児クラス廃止保育施設について

現状0歳児クラス廃止となっている園について、今後復活の予定があるのか教えていただきたい。（保連協 会長）

→育児休職を取得しやすくする方策の一つとして、一部園での0歳児クラス廃止を行っている。5年間を一つの期間の目途とし、今後の継続を検討していく予定である。（保育課 課長）

→0歳児クラスが廃止になったことで、兄弟が別々の保育園へ通わざるを得ないケースが増えている。仮に、兄弟同園になるよう配慮し下の子の入園申し込みと合わせ上の子の方の転園の申し込みを



した場合、転園の申し込みをした時点で現在通っている園への在籍資格は失われるのか？（保連協 会長）

→0歳児クラスの有無を理由とした転園であっても、通常の転園と同じ扱いであり、転園申請の申し込みをした時点で現在通っている園への在籍資格を失うということは無い。（保育課 課長）

→了解した。ただ、現状0歳児クラス廃止に伴い兄弟別園を選択せざるを得なく困っている家庭もあるということをご理解いただきたい。（保連協 会長）

3-3. 民営化について

民営化園に子どもが通う保護者の立場として、日々事業者側の努力も感じるものの、経験が浅い保育士の先生方や辞めてしまう先生方が少なくないこと、また子どもの怪我などのトラブルもあり不安がある。西東京市として今後民営化園に対しどういった支援をしていく予定なのか、また民営化したことでどの程度市の財政に寄与したのかをお聞かせいただきたい。（保連協 副会長）

→民営化に関しては第1期計画が完了したところであり、本来であれば第2期計画の検討中とお話したいところだが、着手できていない状況である。民営化園の現状を把握するとともに、今後の公営園をどうするのか考えていきたい。なお、民営化園の運営に関しては、基本的には事業者の責任のもと改善を図っていくことであるが、園内で解決できないこと等があれば保育課にも相談いただいで構わない。また、民営化による財政への寄与に関しては、今後の検証の中で数字的な効果を確認していくが、一定の効果はできていると考えている。（保育課 課長）

→了解した。例えば、民営化園の保育士の先生方と公営園の先生方の合同研修の機会を用意する等、特別な費用をかけずとも運営改善に繋がる取組みもあると考える。是非こういった仕組みも検討いただきたい。（保連協 副会長）

→保護者の立場としては、子どもたちが慣れ親しんだ保育士の先生方には、是非長く働きやすい環境で続けていただきたいと考えている。（保連協 会長）



3-4. 保育士の待遇改善について

先ほど申し上げたのと同じく、保育園保護者としては、子どもたちが慣れ親しんだ保育士の先生方には長く勤めていただきたいと考えており、保育士の先生方にとって働きやすい環境を整備することは、子どもたちのより良い保育に繋がると考えている。処遇改善の状況や今後の見通しについて教えていただきたい。（保連協 会長）

→まず、公営園の保育士は公務員であるため、処遇改善を図るには市全体の職員に対する処遇の見直しが必要となる。従って、容易に行えることではないということをご理解いただきたい。一方、公営園以外の民間保育士の処遇に関しては、今年度からの新制度にあわせ東京都での補助制度が新たにできたことで、民間保育士の処遇改善に繋がる見込みである。市の持ち出し分はあるものの、こういった補助制度も活用し処遇改善を行っていきたい。（保育課 課長）

3-5. セキュリティカードについて



審議会の中でも申し上げた通り、セキュリティカードの導入を検討していただきたい。理由は、現状ほとんどの園が手動で施錠するタイプの門となっており、かつ送り迎えの多い時間帯はロックを外し自由に出入りできるよう運用しているため、セキュリティ面での不安がある。そこで、門を開錠できるセキュリティカードを導入し各保護者が持つ運用にすることで、こういった不安を解消できるのではないかと考える。また、タイムカードとしても利用できるタイプのカードであれば、お迎えの時間のシステム的な記録もできるため、延長時間の集計に係る保育士の先生方の事務の時間を減らすことができるのではないかと考える。

か。保育士の先生方に楽をしてほしいという意図ではなく、事務作業を減らすことでその分子どもたちの保育に充てられる時間が増やせるのではという思いである。（保連協 副会長）

→公営園を前提とし回答する。現在の門をセキュリティカードに対応できるように改修するにはオートロックドアであったとしても全園分で見積もり積算すると相当なコストとなる。セキュリティ的な安全性を確保することは重要であるものの、コストに見合う対策なのかという点は疑問である。一方、タイムカードを利用して時間集計が容易にできる仕組みの導入については、今後検討していきたい。ただし、延長時間の集計に関しては副園長の作業のため、保育士が保育の時間を削って事務作業をしているわけではないという点をご説明しておく。また、延長料金の



発生する時間を細分化できないかというご意見も頂戴しているが、細分化した場合に夕食を出すのは何時までの延長を対象とするか等、運用面での検討課題も多い。先のタイムカードシステムの導入に係る検討と合わせ、延長料金体系についても今後審議会で議論していきたい。（保育課 課長）

3-6. 入所基準について

来年度の入所基準に対する市の方針について、ご説明願いたい。（保連協 会長）

→ご意見いただいている兄弟加点に関連して、兄弟姉妹が別々の園へ通園している場合を対象に、転園希望をする場合の加点を5点から8点へ上げた。（保育課 課長）

→これは、年度途中の転園希望であっても同じく8点となると認識してよいか。（保連協 会長）

→ご認識の通りである。（保育課 課長）

→出産要件が来年度から新たに就労と同じく50点に上がる点についてもご説明いただきたい。（保連協 会長）

→従来は出産に伴う入所希望については35点であったところを来年度からは50点に上げたが、就労とは位置づけが異なり、医師の判断を必要とする等一般的なケースではないと想定している。（保育課 課長）

→入所基準の案内によると、出産要件による入所は一定期間の限定と記載されているが、例えば出産後に就労し、要件が変わった場合には継続して在園することは可能なのか。（保連協 会長）

→要件が変わった時点で、再度基準審査を行うことになる。審査したうえで条件を満たすのであれば継続した入園が可能である。（保育課 課長）

→従来とは異なる要件で入所する子どもが増えること、かつ限定的な期間のみの利用ということで、保育の現場運営に影響はないのか。園長先生からも現場目線でのご意見を伺いたい。（保連協 会長）

→子どもたちにとって、環境が変わらないことでの安心感というのは確かにあるが、保育士の目線としては、入所要件の違いにより子どもたちを区別することはしないし、市が決めた基準に則り保育が必要と判断された子どもたちを受け入れ、十分に保育を行うことが我々の仕事であると考えている。（なかまち保育園 園長）

→来年度から点数を上げた出産要件については、切迫流産等、医師から安静が必要と判断された場合において適用するような緊急性の高いケースを想定している。（子育て支援部 部長）

3-7. 開所時間について



来年度より全認可園において18時から延長料金が発生する運用へ変更となる予定である。11時間開所という考え方に基くと、例えば延長料金が発生しない時間を7時15分から18時15分とし、朝の基本時間の方を短縮することもできたはずだが、夕方の基本時間を短縮した経緯をお聞かせいただきたい。（保連協 会長）

→朝の15分と夕方の15分とを比較した場合、朝の通勤時間を遅くすることに比べ夕方の退勤時間を早める方が対応可能な家庭が多いのではないかと考えた。（保育課 課長）

→基本時間と延長時間に関しては、短い時間の中で十分に審議できず結論に至ったと感じている。是非今後は保護者の声も吸い上げたうえでの議論を行っていただきたい。（保連協 副会長）

4. 質疑応答



・延長時間と基本時間の変更に係る検討に関して申し上げたい。本検討と11時間開所時間の観点は別のものであり、切り離して考えるべきである。日頃通園している感覚としては、朝7時から7時半の間に登園する家庭よりも、夕方18時直後に駆け込みお迎えに来る家庭の方が多く、例えば7時15分から18時15分を延長料金なしの基本時間と設定するといった選択肢もあったのではないかと。（保連協 事務局員）

→本件に関して、夕方18時までとする方針に数字的な根拠はあるのか。インパクト調査のような調査は行ったのか。（保連協 事務局員）

→調査を行ったうえでの結論である。（保育課 課長）

・来年度の入所基準における出産要件の点数の向上や若年出産への配慮といった項目から、保育園を単に共働き家庭の子どもを預かる施設としてではなく、セーフティネット的な役割を担うための施設として位置づける方針なのではないかと推測した。社会的支援が必要な家庭に対し保育園を利用できるように制度を整えることは重要であるが、保育園だけで実現できることではない。例えば若年出産へ

の配慮について、仮に望まぬ妊娠を前提としているのであれば学校での性教育の拡充も必要であり、保育園だけで支援するのではなく別の課とも連携が必要である、出産要件についても、本来は就労と同じ定数枠で扱うのではなく緊急一時保育を出産要件用に一定数確保するなど別の対策の方が機能するのではないかと考える。（保連協 事務局員）

→今回の入所基準に際し保育園をセーフティネットと位置付けるまでの考えではないが、保育の必要性の要件を踏まえた上で、社会的支援の必要性が高い家庭については同じように受け入れていくことは必要であると考えている。また、支援が必要な案件については健康課など他の課とも連携を図っている。（保育課 課長）

・ 出産要件に関しては、定数とは別に緊急一時保育の枠を活用する方が機能するのではないか。（保連協 事務局員）

→緊急一時保育は、1カ月という限定的な期間であることから、必ずしも必要な期間の保育を利用できるとは限らない。（子育て支援部 部長）

→あわせて、子どもの視点に立った議論も必要である。赤ちゃんである弟妹が生まれて戸惑うなか、自身は全く新しい環境に馴染まなければいけないというのは、子どもにとって気持ちの整理がつかず、精神上問題が生じることも考えられないか。（保連協 事務局員）

→子どもにとって、新しい環境で過ごすことで、気分転換になったり気持ちを切り替える時間をすごせることもある。出産要件により保育を行うケースを想定した場合に、目も手もかける必要のある時期である下の赤ちゃんと母親の間で充実した時間を過ごすことで、充実した時間があるからこそ母親が上の子どもにも余裕をもって接することができるという場合もあると思う。それぞれの子もたちの充実のために保育が有効に働くこともあると考える。（ひばりヶ丘保育園 園長）

・ 保育園保護者の団体として、あれもやってほしいこれもやってほしいと要望ばかりを連ねるのではなく、逆に不要なサービスや無くしてもよいことを見出し、本質的に必要とする事項に注力するようなスタンスで検討を進めていきたい。ある園では、過去ひな祭りの飾りつけを保育士が残業し人形の手作りをする等して対応を行っていたが、購入できるものは購入し飾りつけも園児と一緒にを行うように変更したという事例がある。一見すると購入に対するコストがかかると思われがちだが、保育士の勤務に対するコストの方が余程高く、これは一例だが似たような改善は他にも余地があるはずである。保連協として、保育課や園長先生方と協力し、より良い保育のあり方を考えていきたいという思いである。（保連協 副会長）



・ 現在の延長保育の開始時間は18時15分だが、そうなった経緯を教えてほしい。（保連協 加盟園保護者）

→合併前、保谷市と田無市では保育基本時間が7時15分から18時15分までと7時から18時までで異なっており、サービスは高い方に合わせ費用は低い方に合わせるという合併時の方針にもとづき保育基本時間を7時から18時15分までとしたのが経緯である。（子育て支援部 部長）

・ 上の子どもが認可保育園に在園している場合で、新たに下の子どもの入所申込みをする場合に、複数希望園のうち入所が叶った園にあわせ上の子どもも転園するような対処ができないか。申請書上そういった記載項目は無いようである。（保連協 事務局員）

→申請書に記載項目は無いが、入所内定の段階でそういったケースに該当する家庭には連絡をして確認している。（保育課 課長）

→あわせて、申請の申込み時点でも、受付にてアナウンスしている。（保育課 主幹）

5. 閉会の挨拶

本日は貴重な意見交換を行うことができ、有意義な会であったと考えている。ご存知の方もいると思うが、市内の子育て支援施設において旭化成建材がくい施工を行った施設があり、データ改ざんが認められた。ただし、建物の安全性については別途調査し問題ないことが確認できている。（子育て支援部 部長）

→安全性は問題ないということのを伺い安心である。今後とも保育課や園長先生方とは定期的に懇談の機会を設けより良い子どもの保育について検討を継続していきたい考えである。本日はありがとうございました。（保連協 会長）

以上